

平成 27 年第 1 回（4 月）大磯町議会臨時会

議 案 第 37 号 説 明 資 料

平成 27 年 4 月 30 日

専決処分の承認を求めることについて

〔 大磯町町税条例及び大磯町町税条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例 〕

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2～6

税 務 課

専決処分の承認を求めることについて

〔 大磯町町税条例及び大磯町町税条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例 〕

○ 改正概要

平成 27 年 3 月 31 日付けで地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)が公布されたことに伴い、大磯町町税条例及び大磯町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、法の公布日と同日付の平成 27 年 3 月 31 日及び法の施行日と同日付けの平成 27 年 4 月 1 日から施行するため、専決処分したものです。

○ 改正内容

1 法人町民税に関する事項

法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る規定の改正及び資本金等の額の取扱いに関する改正を行うものです。

【施行日 平成 27 年 4 月 1 日】

2 固定資産税に関する事項

用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税について土地の課税標準額を算出する方式が、引き続き平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間延長されたため、関係規定を同様に延長する改正を行うものです。

【施行日 平成 27 年 4 月 1 日】

3 軽自動車税に関する事項

平成 27 年度分以後の年度分について適用することとされている原動機付自転車及び 2 輪車等に係る税率について、適用開始を 1 年間延期し、平成 28 年度分以後の年度分について適用させる規定の改正を行うものです。

【施行日 平成 27 年 3 月 31 日】

【第1条関係】大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章 省略 第2章 普通税 第1節 町民税 第8条の2～第10条 省略 (法人の均等割の税率) 第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>	<p>目次 省略 第1章 省略 第2章 普通税 第1節 町民税 第8条の2～第10条 省略 (法人の均等割の税率) 第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>
法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額 (<u>法第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	省略
2 省略	省略
}	}
9 省略	省略
法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額 (<u>法人税法第2条第16号</u> に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する <u>連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)</u>)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	省略
2 省略	省略
}	}
9 省略	省略

改正案	現行
<p><u>2 資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。</u></p> <p>第12条～第17条 省略 第2節 固定資産税</p> <p>第18条～第24条 省略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第24条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略 第3節～第7節 省略 第3章～第5章 省略</p> <p>附 則 1～28 省略</p>	<p>第12条～第17条 省略 第2節 固定資産税</p> <p>第18条～第24条 省略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第24条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が<u>令</u>第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略 第3節～第7節 省略 第3章～第5章 省略</p> <p>附 則 1～28 省略</p>

改正案	現行
<p><u>(平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</u></p> <p><u>29 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。</u> <u>(町民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の大磯町町税条例(以下「新条例」という。)第11条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p><u>3 新条例附則第29項の規定は、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p>	

【第2条関係】大磯町町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>本則 省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 町税条例第27条第2号ア(イ)及び(ウ)の改正規定並びに附則第9項及び第13項(改正後の町税条例(以下「新条例」という。)附則第28項に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日</p> <p>(4) <u>町税条例第27条第1号、第2号ア(ア)、同号イ及び第3号の改正規定並びに町税条例附則に第28項を加える改正規定、附則第10項、第11項及び第13項(新条例附則第28項に係る部分に限る。)</u>の規定 平成28年4月1日</p> <p>2～8 省略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>9 新条例第27条第2号ア(イ)及び(ウ)の改正規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p><u>10 町税条例第27条第1号、第2号ア(ア)、同号イ及び第3号の改正規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p> <p>11・12 省略</p> <p>13 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第27条及び新条例附則第28項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>本則 省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 町税条例第27条の改正規定並びに附則第9項及び第12項(改正後の町税条例(以下「新条例」という。)附則第28項に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日</p> <p>(4) <u>町税条例附則に第28項を加える改正規定、附則第10項及び第12項(新条例附則第28項に係る部分に限る。)</u>の規定 平成28年4月1日</p> <p>2～8 省略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>9 新条例第27条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>10・11 省略</p> <p>12 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第27条及び新条例附則第28項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正案

新条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
新条例第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第28項の表以外の部分	第27条	大磯町町税条例の一部を改正する条例（平成26年大磯町条例第9号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条
新条例附則第28項の表第27条第2号ア(イ)の項	第27条第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
新条例附則第28項の表第27条第2号ア(ウ)の項	第27条第2号ア(ウ)	平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

現行

新条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
新条例第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第28項の表以外の部分	第27条	大磯町町税条例の一部を改正する条例（平成26年大磯町条例第9号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第12項の規定により読み替えて適用される第27条
新条例附則第28項の表第27条第2号ア(イ)の項	第27条第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
新条例附則第28項の表第27条第2号ア(ウ)の項	第27条第2号ア(ウ)	平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。